



宅配業者が荷扱い増加に対応困難に陥っている。アマゾンなど宅配の増加が急増しているらしい。サービスはスキー、ゴルフのサービスから始まりクール便、代金代理受領、いまや時間帯指定まで範囲は広がっている。この時間帯指定配達に業務を停滞させているらしい。便利ではあるが留守宅で配達できない再配達分が業務過多を生んでいる。

なんと荷物の20%が留守未配達になってしまうという。この日本流のサービスは世界まれにみるサービスの極であろう。しかも無料で。

値上げやゆるやかな配達を心がけても良いと思うが・・・どうだろう。

問題はこれを処理する人手、つまり社員の犠牲のうえに成り立っているサービスである点だ。しわ寄せは働き手にいつている。これは「過剰サービス」と言えるかもしれない。



働き方改革」(働きすぎ改革)がすすむ見通し

実は昨今ニッポンは過剰サービス競争とっていいのではないか。消費者は際限ない、わかっているのに背に腹は変えられずサービス拡大にはしる。便利と安価、両方を手にするのは誰かの犠牲が伴っているのではないか。

これから進むであろう深夜営業時間の短縮、コンビニの24時間営業の見直し、そして何より9時～5時の勤務標準の見直し、工場勤務とサービス業勤務の勤務時間の考え方の改革、在宅勤務、介護者への勤務など、ここ数年で大きく変わっていくことだろう。

大事なことはこれらが大手企業のみの変更にとどまらず、日本の企業数の97%占める。中小企業の変更に届いて初めてニッポンの労働環境が変わったと言えるのではないだろうか。



平成 29 年度税制改正大綱について

今回は、平成 28 年末に閣議決定された「平成 29 年度税制改正大綱」の中から、特に話題になっている税制、身近な税制にテーマを絞ってご紹介致します。

ちなみに「税制改正大綱」とは、毎年 12 月ごろ政府・与党によって議論される「翌年の日本の税制の在り方を網羅的にまとめた方針」です。

政府はこれを、翌年に税制改正関連法案として国会に提出し、税制改正に向けて動き出します。これからご紹介する改正案は、平成 29 年 2 月 3 日に国会に提出されたものとなります。

■はじめに ～平成 29 年度税制改正の大綱の概要～（※財務省資料より抜粋）

我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行うとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等を行う。

あわせて、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から 酒税改革を行うとともに、我が国企業の海外における事業展開を阻害することなく、国際的な租税回避により効果的に対応するため外国子会社合算税制を見直す。

このほか、災害への税制上の対応に係る各種の規定の整備等を行う。

■配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し（個人所得課税）

配偶者控除及び配偶者特別控除については、平成 30 年分以後の所得税について、以下の通り改正が実施される見通しです。なお、今回は国税部分のみご紹介していますが、地方税部分は割愛しています。

①配偶者控除

従来の控除適用の基準である「配偶者の所得金額」に加えて「納税者本人の所得制限」が導入されます。（居住者の合計所得金額による区分）

また、従来は一律 38 万円の控除額(70 歳以上の老人控除対象配偶者は 48 万円)でしたが、今後は所得金額に応じて、段階的に控除額も変更していきます。

②配偶者特別控除

控除対象となる配偶者の所得金額を、最大 123 万円まで引き上げました。（現行は最大 76 万円）

現行制度と同様に、合計所得金額が 1,000 万円を超える「所得割の納税義務者」については引き続き適用ができません。また、配偶者控除と同様に、合計所得金額に応じて控除額も変更します。



配偶者控除	現行税制		
	配偶者の合計所得金額	控除額	
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
38万円以下	38万円	48万円	
	↓		
改正案	居住者の合計所得金額	控除額	
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
	900万円以下	38万円	48万円
	900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円	

配偶者特別控除	現行税制			
	配偶者の合計所得金額	控除額		
		合計所得1,000万円以下		
38万円超 40万円以下	38万円			
40万円超 45万円以下	36万円			
45万円超 50万円以下	31万円			
50万円超 55万円以下	26万円			
55万円超 60万円以下	21万円			
60万円超 65万円以下	16万円			
65万円超 70万円以下	11万円			
70万円超 75万円以下	6万円			
75万円超 76万円以下	3万円			
76万円超	0円			
	↓			
改正案	配偶者の合計所得金額	控除額		
		合計所得 900万円以下	合計所得 900万円超 950万円以下	合計所得 950万円超 1,000万円以下
38万円超 85万円以下	38万円	26万円	38万円	
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	36万円	
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	31万円	
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	26万円	
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	21万円	
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	16万円	
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	11万円	
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	6万円	
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	3万円	
123万円超	0円	0円	0円	

■酒税改革（消費課税）

ビール・日本酒は減税、発泡酒・ワインは増税となる見通しです。また、税率の見直しだけでなく、酒類の定義の見直しも実施されることもあり、各メーカーは対応を問われることになりそうです。

一方で、これまで国内メーカーは税率の違いを利用した低価格商品の開発に力を入れていましたが、税率の一本化により、国内競争から世界市場を見据えたビールの開発に注力できるようになります。

①税率構造の見直し

ビール系飲料「発泡性酒類」の税率については、平成 32 年、平成 35 年、平成 38 年の 3 段階で税率改正を実施する予定です。最終的にはビール・発泡酒問わず、一律の税額となるよう調整されます。ビールは減税となり、発泡酒類は増税となる格好です。

酒 税 率	種類	現行税制	改正案
		350ミリリットルあたりの税額	
発泡性酒類	ビール	77円	54.25円
	発泡酒	47円	
	第3のビール	28円	
醸造酒類	日本酒	42円	35円
	ワイン	28円	

また、日本酒やワインのような「醸造酒類」では 2 段階に分けて、平成 32 年と平成 35 年に税率改正を実施し、こちらも一律の税額となるように調整されます。日本酒は減税となり、ワインは増税となります。

消費者や酒類製造者への影響に配慮する観点から、段階を分けての税率見直しとする方針のようです。

②ビールの定義の拡大

麦芽比率要件の緩和や副原料の要件が見直され、ビールの定義は拡大します。例えば、ビールの原料の範囲に認められていなかった「果実(果肉・果皮)」や「香味料」が加わります。こちらは平成 30 年に改正予定となります。



③地方創生に資する制度改正

訪日外国人旅行者等向け酒蔵ツーリズム免税や焼酎特区が創設されます。これにより、外国人旅行者の方々から「日本のお酒」をより買い求めやすくすることで、酒蔵ツーリズムをさらに推進し、増加する外国人旅行者の地方への誘客を進める狙いがあります。こちらは平成 29 年 10 月 1 日から制度開始予定となります。

■その他の改正案

①仮想通貨の消費税非課税化（消費課税）

②自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税の見直し（消費課税）

③到着時免税店の導入。国際空港の入国エリアでも免税品の販売が可能に（消費課税）

④居住用超高層建築物に係る課税の見直し。高層マンションなど、階数により税額を調整（資産課税）等

(松下)

今月の格言

どうとく ぎせい そうこてき 道徳は犠牲なり相互的にあらず

この格言は、道徳の本質が犠牲的なものであることを述べたものです。普段、相手のために良いことを行うとき、つい相手からの感謝や返礼を期待しがちです。しかし、道徳は本来犠牲的なものであります。最高道徳ではひたすら相手の幸せを祈って至誠を尽くすのです。【さわやか土曜塾】では最高道徳の格言を学んでおります。皆様のご参加をお待ちしております。

** 4月のさわやか土曜塾 **

日時： 4月8日(土) 10:00～11:30

場所： 辻堂図書館 会議室

会費： 500円

詳細は雨谷・志村(智江)まで

読書の時間



世界でもっとも貧しい大統領 ホセ・ムヒカの言葉

佐藤美由紀著 双葉社

ホセ・ムヒカ前ウルグアイ大統領。2012年、ブラジル・リオで開かれた国連会議でのスピーチで世界中の人々を感動させ、一躍有名になった政治家です。

大統領とは思えないその質素な暮らしぶりから、自国民からは「ペペ」の愛称で親しまれ、他国メディアからは「世界でもっとも貧しい大統領」として注目されました。

今回ご紹介する本では、彼の名を世に広めた「リオ会議のスピーチ」の全文日本語訳を紹介。さらにムヒカ氏のこれまでの半生を振り返り、政治家らしさを感じさせない彼の思想、立ち振る舞いの原点を探ります。

ムヒカ氏は環境問題・貧困問題がテーマのリオ会議で、他国のリーダー達がありきたりなスピーチを続ける中、「耳の痛くなる話かもしれないが」としたうえで「昨今の環境問題・貧困問題は、超消費社会に原因がある。すべての人類が裕福な国の発展モデルを真似することは本当の成功ではなく、ましてや地球にその消費を賄う原料は余っていない」といった趣旨の持論を展開し、8分間のスピーチで見事に会場を沸かせ、人々の心を揺さぶりました。

その背景には、彼が大統領になっても続けている驚くほど質素な生活と、かつて極左武装組織でゲリラ活動に従事していた時の過酷な過去がありました。

「貧乏とは、欲が多すぎて満足できない人のことです。」「人がものを買うときは、お金で買ってはいない。そのお金を貯めるために割いた人生の時間で買っているのです。」ムヒカ氏の言葉はシンプルでありながらハッと気づかされることが多く、自分の価値観を広げる“新しい物差し”を得ることができたような気がします。



(松下)

*** **

過剰サービス

いま話題の宅配サービスの見直しについて 特に昼の時間帯サービスについて議論されている。それもそのはず 12時から2時まで昼休みもおちおち取れない、過酷だ。導入当初は驚きと感激とで大歓迎されたが、いつの日か「当たり前」になってしまいありがた味を忘れてしまう。それどころか少し時間がずれただけで不満を持ってしまうのが人間だ。サービスに見合う単価設定も必要だろう。

さて私は思う、最近やたら包装が二重三重でここまで必要か？と思わせるものがある。

安全上必要の限度を超えているのでは……？資源の無駄を考えてしまう。必要最低限で良いのでは、……きらびやかな包装よりも中身で勝負といきたい。

かくれたサービス、こんなところにこんな気配りを……こころ温まるサービスのサプライズは旅の楽しみのひとつだ。それはそれでこの種の「おもてなし」は最高であろう。反面、ことごとくサービスを省略したホテルも大繁盛、シンプルそのものだ。お客様のニーズがどちらにあるか二極化だ。

「三方よし」が経済永続の道と教わり学んでいる。相手に喜んでもらい、そして自分も潤い、加えて社会に善でなければ商い永続しないと……。この点、相手自分の二方よしのウインウインとは根本的に異なる。無論独り勝ちなど瞬時に終わってしまうと教わる。



問はず

がたり



発行・編集 宇久田進治税理士事務所/(株)経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町1-1-2 クロスポイント湘南6F

TEL 0466(36)0627

FAX 0466(33)4892

URL: <http://www.ukuta.net/>

**編集部では皆様に喜んでいただける紙面にしたいと思っております。お読みになった感想、お読みになりたい記事等のご意見をお聞かせくだされば幸いです。

(e-mail: matsushita@ukuta.net 又は上記FAXでお願いいたします。)